

認定特定非営利活動法人オーシャンファミリー海洋自然体験センター 就業規則

(目的)

第1条 この就業規則（以下「規則」という。）は、認定特定非営利活動法人オーシャンファミリー海洋自然体験センター（以下「団体」という。）の職員の労働条件、服務規律その他の就業に関する事項を定めるものである。

2 この規則に定めのない事項については、労働基準法、雇用の分野における男女の均等な機会および待遇の確保等に関する法律、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律その他の法令の定めるところによる。

(規則の遵守)

第2条 団体及び職員は、ともにこの規則を守り、相協力して業務の運営にあたらなければならない。

(採用手続きおよび提出書類)

第3条 団体は、就職希望者のうちから書類（履歴書）、面談にて選考して採用し、職員に採用された者は、最初の出社日の前日までに雇用契約書に署名押印し提出しなければならない。不採用の場合は、書類を返却する。

(労働条件の明示)

第4条 団体は、職員との労働契約の締結に際しては、採用時の賃金、就業場所、就労内容、労働時間、休日、その他の労働条件を明らかにするための雇用契約書およびこの規則を交付して労働条件を明示する。

(服務)

第5条 職員は、職務上の責任を自覚し、誠実に職務を遂行するとともに、団体の指示命令に従い、団体の秩序の維持に努めなければならない。また、職員は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 個人情報、団体、取引先等の情報については、管理を徹底して行い、機密を漏らさないこと。
- (2) 許可なくソフトウェア等についてコピーを行わないこと。
- (3) 許可なく他の会社等の業務に従事しないこと。
- (4) 許可なく職務以外の目的で団体施設、物品等を使用しないこと。
- (5) 勤務中は職務に専念し、みだりに勤務の場所を離れないこと。
- (6) 団体の金品を私用に供したり、他より不当に金品を借用したりする、または職務に

- 関連して自己の利益を図り、もしくは贈与を受けるなど不当な行為を行わないこと。
- (7) 団体の名誉または信用を傷つける行為をしないこと。
- (8) その他酒気を帯びて就業するなど職員としてふさわしくない行為を行わないこと。

(労働時間および休憩時間)

第6条 労働時間は雇用契約書の通りとする。

- 2 始業・終業の時刻及び休憩時間は、次の通りとする。ただし、業務の都合その他やむを得ない事情によりこれらを変更して、勤務を命ずることができる。

始業時間 午前9時

終業時間 午後6時

休憩時間 昼食を含む1時間

(休日)

第7条 休日は次の通りとする。

- (1) 月6日（希望する日）
- (2) 団体が指定する日

- 2 業務の都合により上記勤務日・勤務時間を変更し、必要やむをえない場合は、あらかじめ前項の休日を他の日と振り替えることがある。

(時間外及び休日労働)

第8条 業務の都合により、第6条の所定労働時間を超え、又は前条の所定休日に労働させることがある。この場合において、所定の労働時間を越える労働または法定の休日における労働については、あらかじめ団体は職員と書面による協定を締結する。

(年次有給休暇)

第9条 各年次ごとに所定労働日の8割以上出勤した職員に対しては、次の表の通り勤続年数に応じた日数の有給休暇を与える。ただしパート職員を除く。

勤続年数	付与日数
6カ月	10日
1年6か月	11日
2年6か月	12日
3年6か月	14日
4年6か月	16日
5年6か月	18日
6年6か月以上	20日

(年次有給休暇の賃金)

第10条 年次有給休暇の期間は、所定労働時間を働いたときに支払われる通常の賃金を支給する。

(欠勤等の扱い)

第11条 欠勤、遅刻、早退及び私用外出の時間については、1時間あたりの賃金額に欠勤、遅刻、早退及び私用外出の合計時間を乗じた額を差し引くものとする。

(賃金の計算期間及び支払日)

第12条 賃金は、前月26日から当月25日までの分を、当月末日に支払う。ただし、支払日が金融機関休日にあたるときはその前営業日に繰り上げて支払う。

2 計算期間中の中途で採用され、又は退職した場合の賃金は、雇用形態に応じ当該計算期間の所定労働日数または時間数を基準に計算して支払う。

(賃金の支払いと控除)

第13条 賃金は、職員に対し、通貨で直接その全額を支払う。ただし、次に掲げるものは職員が自ら支払うものとする。

- (1) 源泉所得税
- (2) 住民税
- (3) 健康保険(介護保険を含む)及び厚生年金保険料
- (4) 雇用保険料

(定年等の退職)

第14条 職員の定年は、満70才とし、定年に達した日の属する月の末日をもって退職とする。ただし、健康面に問題がなければ勤務時間の延長を可能とし、以降は1年契約とする。

- 2 退職を願い出て団体から承認されたとき。ただし、自己都合により退職する場合は、2カ月前までに届け出ること。
- 3 死亡したときは退職とする。

(解雇)

第15条 職員が次のいずれかに該当するときは、原則30日前に予告して解雇するか、又は解雇予告手当(雇用形態に応じ当該計算期間の所定労働日数または時間数を基準に計算した賃金)を支払ったうえ即時に解雇する。

- (1) 本人の勤務成績が良くない場合
- (2) 本人の心身障害により勤務が続けられない場合
- (3) 本人が職の適性を欠く場合

- (4) 団体の財政状況による場合
- (5) その他前各号に準ずるやむを得ない事情があった場合

(証明書の交付)

第16条 前記の規定による退職又は解雇の場合は、職員の請求に基づき、試用期間、業務の種類、賃金および退職又は解雇の事由を記載した文書を交付し、また予告による解雇の場合は職員の請求に基づき、解雇の理由を記載した文書を交付する。

附則

この規則は、令和2年3月15日から施行する。